

# 特集・都市における学校②

## 戦後学校設置の経過と展望

内村厚公〈教育委員会事務局施設部施設課建設第二係長〉

人口急増、都市の急膨張による行政需要の圧力をいちはん強く受けたのが学校建設であった。既存の行財政制度だけでは対応しきれないため、改革への努力が続けられた。ようやく峠はみえてきたが、問題も数多く残されている。戦後の学校建設をふり返り、今後の課題を展望する。

### 一 はじめに

サイタ、サイタ、サクラガサイタ。私が小学校に入学して、最初に習った教科書の一頁である。だれもが一度は経験する小学校一年生であり、これはまた、楽しい、なつかしい人生の一頁でもある。

横浜市における学校の変せんにも、それぞれ歴史があり、多くの人達によって築かれた苦労があったと思うのである。そこで戦後―歴史のほんのひとつぐりではあるが―横浜市の学校建設の歴史とその特殊性並びに問題点を考察してみようと思う。

### 二 学校設置の経過

#### ① 戦後の混乱期より第一次ベビーブームまで

⑦ 混乱時期  
第二次大戦の惨敗により戦後は始まるわけであるが、この直後は、神国不敗を信じていた日本国民にとっては、その誇りと自信を根底からくつがえされた。教育の面でも軍政部や民間情報部の指令が次々と発せられ、その中でも次の四大指令は、終戦教育処理方針の基本となったものであると言われている。

#### ④ 日本教育制度の管理政策に関する指令

昭和二〇年一〇月二二日

#### ⑧ 教員及び教育関係の調査、除外、認可に

- 一 ―― はじめに
- 二 ―― 学校設置の経過
- 三 ―― 今後の推移と計画的展望
- 四 ―― おわりに

関する指令 昭和二〇年一〇月三〇日

#### ◎ 国家神道、神社神道に対する政府の保障、支援、保全に関する指令 昭和二〇年二月十五日

#### ⑩ 修身、日本歴史及び地理停止に関する指令 昭和二〇年二月三十一日

これらの指令により、日本の教育界は従来の国家主義的教育観や指導体制を全く骨抜きにされ、全く暗中模索の状態であったろう。しかも、焼野原の住宅難、食料難、物価の高騰、体力の低下、あらゆる条件を失った人々にとっては、これら民主主義という、当時ではその概念すらもとらえどころのない新目標は、ただいらだたしさを起こさせる媒体にすぎなかつたと思うのである。

児童・生徒（現在、小学生を児童、中学生を生徒と規定している）も精神的不安定、体力の低下、学用品の不足、疎開から戻ってみる母校の惨たんたる風景が当時の資料で散見できる。

政府は、昭和二十一年三月、教育刷新委員会の答申にもとづいて、教育基本法並びに学校教育法を定め、昭和二十二年三月三日公布した。

#### ④ 六・三制の発足（新制中学校）

六・三制の新教育制度はこの四月からスタートした。

小学校は形の上では、国民学校の初等科を承けつぎ、元の尋常小学校にかえる姿だったので順調に発足したが、わずかに焼けのこった校舎も接収され、校庭に

戦災者住宅がたてられ、五年生までも二部授業をする状態であつたらしい。

昭和二十二年五月五日、新制中学校は一斉に開校したが、当時の社会的・教育的諸条件は皆無に等しく、校舎は不足に悩み、児童の偏在もあつて、新制中学校の開校についてはどこに学校を開校すべきか、当時の先輩諸氏は非常に頭を痛めたらしい。

そこで各区に新学制協議会を設置し、市はさらに各区の代表委員をもつて協議会を作り、校地、校舎、学区域等の問題から解決していった。まず、小学校の統合により明け渡しの出来るもの。小学校に併設するところ。軍や工場等の遊休施設で充当出来るもの。移転できるもの等を物色し、検討して苦勞の末、どうやら軍の要望（命令）どおり開校した状況であつた。

本市の新制中学校として開校した学校名は次のとおりである（表一）。

戦災を受けた校舎の復興、復旧計画も完了しないうちに新制中学校を設置したため、小・中学校共に教室地獄はその極に達していた。このままでは教育効果は望めず、教育を憂える声、教育正常化の声が期せずして起つた。昭和二十二年七月、六・三制完全実施請願署名運動が起こり、市も財政難の折、窮余の一策として「六・三貯金」「横浜市復興宝くじ」

昭和24年 4月30日付神奈川新聞



**六・三制の悲劇**

六・三制の悲劇。戦災を受けた校舎の復興、復旧計画も完了しないうちに新制中学校を設置したため、小・中学校共に教室地獄はその極に達していた。このままでは教育効果は望めず、教育を憂える声、教育正常化の声が期せずして起つた。昭和二十二年七月、六・三制完全実施請願署名運動が起こり、市も財政難の折、窮余の一策として「六・三貯金」「横浜市復興宝くじ」

先生の声も消え、聞えぬ

講堂に三クラス

寺尾中も同居、同校教員の話

を実施し、学校建設費に還元充当されることとなつた。

このような努力の成果は、小学校でみると、昭和二十二年から昭和二十七年までの五カ年間に本校二二校の増加を示し昭和四十二年までの二十年間に七三校の増加を示しており、明確に市の復興とそれ

の後の社会増の実体を知ることが出来る（表一参照）。

表一の昭和二十七年欄には分校数を記載してあるが、この分校は昭和二十三年度では、分校制度が設けられていなかったのが、昭和二十六年以降設置され、昭和二十七年には、全市で分校二

表一 各區別新制中学校一覧表（昭和22年5月）

区別	学 校 名	校数
鶴見	市場 豊岡 末吉 寺尾 生麦 汐田	6
神奈川	青木 浦島丘 六角橋	3
西	老松 西 岡野	3
中	吉田 北方	2
南	平楽 共進 港南 南太田 蒔田	5
磯子	根岸 浜 富岡 六浦	4
保土ヶ谷	保土ヶ谷 岩崎 都岡 二俣川	4
港 北	田奈 日吉台 新田 城郷 中川 都田 山内 谷本 中山	9
8 区		43

表二 各年度別学校規模比較表

年度	小 学 校			中 学 校		
	校 数	児童数	学級数	校 数	生徒数	学級数
22	82	93,533	1,716	43	18,850	389
27 (本分)	104 24	122,495	2,522	48	42,289	880
42 (本分)	155 14	147,168	3,665 (本分)	64 2	59,944	1,446

注 22年度の中学校の生徒数は第2学年まで。

四校が設けられている。これら分校は保土ヶ谷区、戸塚区等に散在し、戦後急激に膨張した郊外、農村方面の人たちにとっては、たとえその施設が小規模なものとはいえ、児童の通学にどれだけの便を与えたか想像に難くない。

⑨ 第一次ベビーブーム

終戦時の昭和二十年、六二四、九九九人に激減した人口も、昭和二十一年及び二十二年の両年に約一九万人の著増をみてより、その後、五カ年間の増加は毎年四万人乃至五万人となっており、昭和二十七年の国勢調査では、本市の戦前の最高を上まわって、一、〇三九、二六五人を数えたわけである。

この人口増加は、疎開地からのUターン人口、復員者などの流入人口と急速に上昇した出生数が原因である。

昭和二十二年の臨時国勢調査でも(表一六参照)判明するように、昭和二十年の敗戦時に出生した〇才児は、昭和二十二年で二才児の一六、三〇九名となっているのに比較し、二十二年の〇才児は一挙に二五、八三三名と増加しているのである。これが昭和三十三年から三十四年の第一次ベビーブームによる児童増のピークをもたらした原因であり、後に第二次ベビーブームをもたらす急増原因となつたのである。

⑩ 二部授業の解消

復興期から第一次ベビーブームのピークにむけて、最大の目標は、何と云っても小学校二部授業の解消並びに中学校正常授業の解消であった。解消五カ年計画が立案され、当時の担当次長が教育委員会発行の『教育時報』において「われわれはこの八二六教室を目的に小学校二部授業、中学校正常授業解消へ最善の努力をもってこの一大事業を完全に果すことが、われわれに与えられた一大使命と考える」とその決意を述べられている

表一三 過去3カ年間及び5カ年計画の建築教室数

年度	児童・生徒数	増△減	建築教室数			建築坪数		
			小	中	計	認証その他	公募数	その他
28	171,361	6,477			198	4,610	2,939	7,549
29	187,734	16,373			173	5,722	1,929	7,651
30	197,505	9,771			173	5,619	1,930	7,549
31	205,709	8,204	100	64	164	6,237	—	6,237
32	212,588	6,879	101	62	163	7,893	—	7,893
33	219,081	6,493	103	64	167	8,091	—	8,091
34	214,791△	4,290	103	64	167	8,091	—	8,091
35	212,884△	1,907	101	64	165	8,001	—	8,001

31年度から35年度までの計508 318 826, ゴチは5カ年長期計画

表一五 年度別学校設置状況表 (各年5月1日現在)

年度	小学校				中学校			
	校数		児童数	学級数	校数		生徒数	学級数
	本校	分校			本校	分校		
22	82	0	93,533	1716	43	0	18,850	389
23	84	0	99,793	1911	44	0	29,157	601
24	86	0	107,660	2089	48	0	37,509	765
25	92	0	115,399	2338	48	0	39,618	838
26	95	0	122,298	2485	47	0	39,665	836
27	104	24	122,495	2522	48	0	42,289	880
28	108	23	125,479	2522	48	0	45,882	953
29	108	28	135,124	2712	49	1	52,610	1117
30	112	26	141,463	2945	49	1	56,038	1210
31	119	20	146,693	2964	49	2	59,678	1281
32	120	22	152,704	3091	49	5	57,569	1232
33	124	21	159,102	3253	49	5	52,852	1147
34	125	23	159,686	3295	50	6	50,984	1124
35	128	21	149,147	3212	50	7	61,106	1329
36	131	22	142,271	3149	51	9	71,521	1483
37	132	21	135,049	3046	57	5	78,276	1678
38	135	17	131,842	3050	60	3	78,685	1610
39	135	20	132,250	3132	62	2	70,181	1564
40	139	17	135,499	3243	62	2	64,679	1500
41	145	17	141,038	3455	62	3	61,022	1451
42	155	14	147,168	3665	64	2	59,944	1446
43	161	11	157,302	3947	65	2	59,727	1468
44	173	5	168,204	4222	66	3	61,598	1516
45	175	9	179,676	4528	68	2	63,405	1556
46	186	7	193,465	4898	73	1	67,689	1670
47	200	6	206,959	5313	75	1	72,248	1781
48	210	6	214,675	5541	78	1	76,831	1886
49	224	5	228,390	5919	81	1	81,435	2006
50	235	5	241,124	6265	84	1	86,291	2126
51	251	4	251,749	6536	88	0	90,702	2221
52	261	5	260,669	6792	95	0	97,297	2382

ことから察しても、震災復旧以来の苦難の時代であったと思う。この努力の結果、全学級に対する二部授業実施学級数の比率が初年度三六・一%であったものが、昭和三十五年では一一・九%と激減し、昭和三十八年度に完全に解消されたのである(表一四)。

戦後の新教育制度の実施から第一次ベビーブームのピークにむけての努力と成果、さらにその後の推移は、学校設置数

表一四 二部授業学級数の変遷

年度	児童数	学級数	2部学級数	比率%
31	146,692	2,964	1,071	36.1
32	152,704	3,093	1,095	35.4
33	159,102	3,253	1,030	31.7
34	159,686	3,295	756	22.9
35	149,147	3,212	382	11.9
36	142,271	3,150	174	5.5
37	135,049	3,046	113	3.7

からも判断することができると考え、一表として、表一五に表示したが、長きに亘る二部授業等の実態を身をもって経験した先輩諸氏には、なみなみならぬ苦勞があったことと想起されるのである。

②—人口急増期より第二次ベビーブームの対応

①第二次ベビーブーム

本市の人口は、この十年間に約七五万人増加して、本年五月には二六八万人に達し、この七月に二六九万人を突破して東京に次ぐ大都市となった。これまでの人口増加は、昭和三十五年頃より年間十万程度の増加傾向を示し、本市の人口急増期を迎えたわけであるが、これは経済高度成長政策により産業、経済活動を大都市へ集中させたことと、本市が首都圏の南部に位置し東京への通勤圏として、なおかつ開発適地を多く有していたために、ベットタウン化したことに起因したものと考える。

表一六を見ていただきたい。

昭和二十二年の〇才児二五、八三三名は昭和三十五年では一三才、三〇、三五三名へと移行することからわかるように、昭和二十三年、二十四年に出生した幼児は、昭和三十五年ではそれぞれ一二才、一一才となって表示されている。昭和三十五年で、この年代が一番多いグル

表一六 各年齢別人口数

年齢	昭和 22 (臨時国勢調査)			35 (国勢調査)			45 (国勢調査)		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
0	25833	13401	12432	24620	12607	12013	49094	25206	23888
1	14673	7468	7205	23647	11971	11676	48126	24766	23360
2	16309	8289	8020	22275	11406	10869	45270	23309	21961
3	20045	10250	9795	20935	10723	10212	44657	22878	21779
4	19878	10210	9668	20968	10812	10156	34755	17689	17069
5	19810	10083	9727	21398	10974	10024	40846	21004	19842
6	18859	9772	9087	21261	10860	10401	36722	18798	17924
7	17165	8715	8450	21613	11081	10532	34355	17583	16752
8	14465	7246	7218	23428	11957	11471	32300	16422	15878
9	14855	7507	7348	25361	13063	12298	30854	16676	15178
10	15447	7801	7646	28263	14548	13715	29507	14959	14548
11	16452	8310	8142	30923	15730	15198	28286	14327	13959
12	16150	8031	8119	31658	16150	15508	26642	13593	13049
13	14961	7391	7570	30353	15521	14832	25000	12814	12186
14	16183	8255	7925	18300	9297	9003	24542	12595	11947
20	18328	10313	8015	31222	17590	13632	54716	31879	22837
21	17899	9736	8163	26562	14949	11613	58257	33301	24956
22	17725	9416	8309	28450	15740	12710	58833	32967	25866
23	15196	7869	7327	29172	15835	13337	57750	31970	25780
24	14973	7405	7568	30511	16176	14335	37817	20707	17110
25	14485	6928	7557	30175	15537	14618	41900	22056	19844
26	14150	6934	7216	28447	14502	13945	52224	26955	25269
27	14256	6691	7565	29936	15180	14756	52511	27050	25461
28	12652	6159	6493	29141	14694	14447	53438	27426	26012
29	12684	6305	6379	29502	14985	14517	52216	26924	25292

ープとして小学校六年生、中学校一年生を構成しているのであるから、小学校のピークはこれらのグループにより、昭和三十四年で構成されたと読みとることが出来る。

これが前述した第一次ベビーブームのピークとなったことはすでに理解されたと思う。そうして、このピークをもたらした昭和三十五年の一一才から一三才の児童

が、昭和四十五年では二一才から二三才(女子の数、ゴチック)の結婚適令前期のグループとなって表われている。日本の女子年令階級別出生率は、二五才から二九才が最も高く、四十五年の女子年令

別も最も多いこれらの女子が二年から三年後に、出産最適令期に入り、第二次ベビーブームを形成することになると考えられる。昭和三十八年代から昭和四十年代にかけて落ちこんだ児童も、その後増加傾向をたどり、昭和四十二年には第一次ベビーブーム時の一五万人台を回復し、これから五十年代後半まで年々増加する第二次ベビーブーム期を迎えるのである。このように昭和三十五年の人口急増期から第二次ベビーブームを迎える時期に本市の教育行政はどのように問題意識を

とらえ、その対応に努力してきたか、今一度再考してみたい。

とし、小学校三分の一、中学校二分の一を国が負担し、残りを市町村が負担すること。

④「横浜方式」による対応  
本市の全域は四二・一・四六平方キロあるが、このうち約二割にあたる臨海地域が既成市街地であり、残り八割が郊外地域を形成している。人口の都市集中によって多くの都市問題が誘発されることは事実であり、本市においても住宅建設が先行した郊外地域では、上下水道、道路の未整理、学校や公園の不足、ゴミ問題など市民生活に大きな影響を与え、児童生徒の増加は、本市教育行政全般に深刻な影響を与えることになったのである。

学校用地費及び学校運営費も市町村が設置者であるが故に、基本的には単独負担となっており、都市施設整備に対する大きな財政需要をかかえた本市の状況下では、もはや負担の公平化を欠き、地方財政の実情を無視したものであること。

また学校用地確保についても、都市計画法等現行の制度では、開発の規模にかかわらず、義務教育用地確保の義務づけがない結果となっている。都市と義務教育施設—住宅と学校—は都市化が急速に進行している状況からは、当然道路、下水、公園等が法制上、公共施設としての格付けが為されている点から考えても、同一観点にたつて、本来関連法の中で位置づけがなされなければならない等、種々の問題意識をもっていた。

いずれにしても都市化のスプロール現象をいったん防止し、未整備な都市施設、とくに学校施設の対応を図らなければならぬ状況であった。これらの客観状況をふまえ、「横浜方式」といえるこれらの対応策について述べてみる。

そのためには、学校用地の早期確保と年次計画の策定が必要となるのであるが計画実施に移行する段階で大きな障害として制度上の問題もあったのである。現行の国庫負担制度は戦後発足、制度化されたもので、時代の進展に即応していなかった点が最大の根本問題であった。

⑤宅地開発要綱  
現行の国の作った法律は不備が多いのではないだろうか。第一線で仕事をしている本市は、やむを得ず法律によらない

表一 7 横濱市の要綱行政一覧 (カッコ内は実施年月日)

宅地開発要綱	(43.9.1)	公共公益用地的提供	(47.5.2)
風致地区開発要綱	(44.3.1)	緑化率10%以上	(44.3.1)
近郊緑地保全要綱	(47.8.25)	環境保全のため	(47.8.25)
廃棄物処理指導要綱	(48.1.1)	災害防止と環境保全	(48.1.1)
日照等指導要綱	(48.12.25)	被害防止	(48.12.25)
市街地環境計画法	(52.2.1)	市街地改造	(52.2.1)
大型店舗出店指導要綱	(47.11.13)	調整	(47.11.13)
山手地区景観風致保全要綱	(48.4.1)	開発指針	(48.4.1)
洋光台、山手地区人口密度を学定区域の建築制限	(48.1.31)	建築制限	(48.1.31)
学童収容確保要綱	(49.4.1)	学定区域の建築制限	(49.4.1)
農業緑地市街化区域内の農地保全	(1977.2.18付)	農地保全	(1977.2.18付)

校一万平方米メートル、中学校一万平方米メートルを開發事業者に提供させ、開發面積の5%にあたる用地を公益用地として、提供させるものである。

提供価格は、公益用地部分は平方メートル当り三千元とし、これを超える面積部分については原価で提供を受けるものである。

ひるがえっていえば、公共公益施設についての指導基準等を明確化した

要綱という手段をつかって都市問題に対処したのである。その代表といえるのが昭和四十三年に制定した「横濱市宅地開発要綱」である。

ものと考え。しかし、その後、急激な高層高密度住宅の建設状況から、開發面積の5%の公益用地では、学校用地確保に財政負担の点からも支障をきたすところとなり、人口密度に応じた補正を検討し、昭和四十七年五月から開發面積の5%と計画人口密度が一ヘクタール一五〇人を超える場合は、計画人口密度三十人ごとに〇・5%を加えた面積を公益用地とすることに改訂したものである。

乱開發を防止して、秩序ある街づくりを推進するため、宅地開發者にたいして原因者負担的な立場から協力を求めることを目的に、昭和四十三年九月に設けたものである。

これは〇・一ヘクタール以上の開發を認める際、市民の福祉生活を推進するために必要な公益的施設の用地として、開發に伴う学校等の公益用地を市が都市計画上必要な場合に、その必要面積(小学

この宅地開發要綱により、開發地区内の児童の収容対策は勿論のこと、周辺地域を含めた学校収容対策を図ることが可

この宅地開發要綱により、開發地区内の児童の収容対策は勿論のこと、周辺地域を含めた学校収容対策を図ることが可

能となり、昭和四十三年の宅地開発要綱制定以降、現在までに小・中学校併せて三五校設置したのである。

また現在、開発業者と協議中のものを合せて約一九〇校ほどあるが、この中の一部は第三次ベビーブームへの対応も可能なるものと考ええる。

この要綱により大きな成果を得た本市は、引き続き表一七の要綱を編み出し、横浜方式といえる要綱行政を展開したのである。

### ⑩学校建設公社

第二は、義務教育施設の先行整備を目的に昭和四十五年七月、全国に先がけて設立された学校建設公社である。

学校建設事業は、市が実施するもので、何故に特別に公社を必要としたのであろうか。

これは先に述べた国の負担制度の矛盾に対する特別措置である、問題は国庫負担の認定方法である。学級数に応じた補助基準面積を設定しておき、毎年五月一日現在で校舎の保有面積と補助基準面積と対比して不足が生じた場合に補助資格面積として認定の対象となっている。

幼児調査をもとに年間の児童生徒の増加率を加味すれば、ほぼ正確な児童生徒数及び学級数が推計し得るのであり、不足教室が生じないよう教育的配慮を考え、市が増加を見込んだ施設の整備を行

うと保有面積に算入されて、結果は補助対象からすべて除外されてしまうのである。単年度後向き認定方式は学校建設の小間切れ化を招き、毎年毎年の増築により学校を工事現場化し、さらにかかる補助方式はプレハブ学校、すし詰め学級等好ましからざる教育環境を生み出す要因となっていたのである。児童生徒の増加があれば、校舎の先行整備は当然のことではないだろうか。

この欠陥を補うため、数年先の児童生徒数に見合った学校施設を民間資金を導入して、建設を行い、市は公社が建設した教室を借用して、国の認証を得て順次買取する方法を生み出したのである。昭和五十年度末までに、一八六校二三八九教室が公社事業として建設され、プレハブ教室の解消、新設校の早期開校等これまでに多大な貢献をしている。

### ⑪首都圏社会増教育長協議会

人口急増都市の悩みはそれぞれ程度の差こそあれ、各市とも共通の問題をかかえている。そこでこの問題の共同成果を果したのが、「首都圏社会増教育長協議会」の一一年間にわたる活動である。昭和四十一年に首都圏の人口急増都市である横浜、川崎、千葉が発起人となり、首都圏内四七都市による結成総会を横浜で開催して以来、全国的組織化も完了し、今日まで国会はじめ文部省、自治省、大

蔵省に対して社会増の実態と義務教育施設の現況を強く訴え、国庫負担補助制度の改善について要望を重ねてきた。この結果、昭和四十七年度から小中学校の校舍建設の三年先向整備の制度が実施され、集合住宅三百戸以上の建設に伴うものに適用されることとなった。

また昭和四十八年度から児童生徒の学年進行及びバラ建ちによる増加を含めて、三カ年で三学級以上の増加があれば先行整備が可能になったこと。さらには画期的なものとして、昭和四十八年度国家予算においては、補助制度が実施されてからの願望であった用地費にたいする補助制度の新設と小・中学校校舎建設費の国庫負担率の三分の二に引き上げという絶大なる成果を上げたのである。

しかし、全面的な改善が図られたわけではなく、屋内運動場の建設費の負担率の引上げ（現行二分の一）、木造校舎の鉄筋改築等、現行の国庫補助制度にはいまだ多くの問題が残されており、現在の参加都市は全国で二七七市町村に上っているが、これからの活動に期待するところである。

### ⑫児童収容不可能学区（指導方針）

昭和四十八年二月から児童の収容対策が困難である小学校三〇校の学区を収容不可能学区とし、マンション等集合住宅の建設を当分待ってもらうという非常措

置を講じた。三〇校区のうち都心部の小学校には校庭が狭く、これ以上校舎の増築も出来ない所があり、このような小学校二校の学区内には二〇戸以上、延べ住宅部分の面積一、〇〇〇平方メートル以上の中高層住宅を建設させないこととした。

この結果、指導をはじめて以来対象学区内に建った中高層住宅は主として独身寮だけであり、この場合でも市はあとから家族持ちが入らないように、部屋面積を一K、三〇平方メートル以下とした。学校教育法によって自治体は義務教育児童を必ず収容しなければならないことになっている。しかし法律は収容出来ない場合のことについて何も定めていないのである。もしこの方策を打ち出していないければ、都心部の学校から校庭は姿を消していたと言っても過言ではないだろう。

### 三 今後の推移と計画的展望

#### ① 第二次ベビーブームと今後の推移

戦後昭和二十二年から昭和二十四年頃までに出生した児童が第一次ベビーブームを構成し、その後昭和四十七年から昭和四十八年頃には結婚適令期に入って、第二次ベビーブームを作り出す要因にな

ったことは前述のとおりであり、現在第二次ベビーブームの影響により本市の義務教育人口は増加の上昇傾向を進めている。

小学校の場合上昇傾向は推計(表一八参照)に基づくと昭和五十六年度まで、ここで一応ピークを形成し、その後は漸減傾向をたどるといふ予測が示されている。

本市の推計方法は、五月現在の幼児、児童生徒数を基礎にして、推計を行うのであるが、児童生徒数については五月一日現在の指定統計を使用して、幼児数については統計がないために、各区役所に備えられている住民基本台帳で、○才から五才までの幼児数を各才別、各学区別に調査し算出している。その算出された数に基づき、一学年ずつ学年進行させれば、文部省で行う推計方法と同様で、将来予測はきわめて簡単に積算できるのであるが、本市では児童生徒の転入転出が激しく、非常に流動的であるため、このような単純方式では実数との差を大きくするだけである。既成市街地では減少傾向にあり、郊外地では毎年新設校を建てなければならぬという状況が生じている。このように各学区ごとの動向がまちまちであるため、学年進行した数値に過去三カ年の転出入率で補正し、さらに集合住宅等団地開発が予定されている学区

では、その分の急増要因を加味して最終的に推計を積算しているのである。表一八でわかるように昭和四十二年以降児童数が平均約一万二千人の増加を示し、昭和五十六年にそのピークが表示されているが、これが第二次ベビーブームの頂点である。

児童のピークが出現した後は、必然的に中学生のピークが生じるわけで、今までの増加傾向から推測すれば、現在のところ昭和六十一年から昭和六十二年頃と予測されるのである。

この対応として適正なる学校設置を進

めることが当面の課題である。

#### ④設置計画

新設校の計画的設置を進める必要性には、まず既設校の収容力の問題と通学上の問題の二点から考えられるが、現在の国庫補助制度及び本市の財政上の面から前者に限定される限りがあり、その中から出来る限り後者の通学問題の解決を図っているのが現状である。

基本的には先に述べた幼児調査に基づく先六年まで推計が出ているので、その推計と収容力を比較検討して作成するのである。

表一八 各年別児童生徒数並びに昭和51年度推計に基づく児童生徒数と設置計画校数

児童数	児童数	生徒数	設置計画校数				
			小学校		中学校		
			実数	計画	実数	計画	
42	199,141	147,168	59,944				
43	215,119	157,302	59,727				
44	233,726	168,204	61,598				
45	250,741	179,676	63,405				
46	264,891	193,464	67,689				
47	282,420	206,959	72,248				
48	297,525	214,675	76,831	16		4	
49	304,794	228,390	81,435	10		4	
50	306,482	241,124	86,291	14		1	
51	301,871	251,749	90,702	16		4	
52		267,125	99,245		6		7
53		230,722	105,363		12		7
54		296,112	108,119		14		11
55		303,221	112,582		10		6
56		305,098	118,522		6		3
57		303,151	126,469		2		1

5月1日実数

51年度推計数と計画校数

現在の保有教室で何年まで収容が出来るか、また適正規模を考慮し増築による対処が出来るか、木造校舎を鉄筋化するのとによりどこまで収容対策が図れるか等比較検討した結果、先六カ年の新設校の設置計画が作成されるのである。表一八に示す昭和五十二年から昭和五十七年までの小学校五〇校、中学校三五校、計八五校が昭和五十一年度推計に基づく設置計画である。

この設置計画に基づき、生徒の分布状況とこれに関連した学区とを検討調整した適地を学校用地として選定するわけであるが、密集住宅地を適地として考えても、現実的には、現在の本市の基準としている小学校有効一ヘクタール、中学校有効一・五ヘクタールの面積分の住宅を排除することは不可能である。必然的に限られた空地を学校用地として選定せざるを得ないこととなる。しかし一口に学校用地といっても学校設置に欠かせない諸条件を考えなければならぬ。その条件としては、

- 一、既設校との収容力の相互関係はどうか
- 二、学区域の分割が(想定)適正に行ない得るか
- 三、児童の通学に安全確保が図れる位置か
- 四、学校環境としての適地か
- 五、学校への進入路の確保が図れるか
- 六、雨水、汚水の処理及び流末は確保できるか

等が考えられ、これらを考慮して種々の地図及び航空写真、ときには地元協力者の資料提供により、現地踏査のうえ用地を決定しているわけであるが、ここで問題となるのが学区域の分割である。

#### ⑤学区

学校を実際に設置する場合には、一、用地買収、二、土地造成工事、三、校舎

建設と最低三カ年を必要とするため、学区の想定についても、二年ないし三年先の設置計画校が対象になる。

諸外国ではコミュニティの中心がもはや教会にはなく、学校に移行していると聞くが、わが国においても「おらが村の学校」的意識は根強く、やはり、学校は住民の生活領域をはなれて考えられないので、児童、生徒の通学距離及び通学安全も配慮しなければならない。

しかし既設校の収容力の点からの新設校計画であるため、学区域のどの辺に新設校を設置すれば合理的な学区域の分割が可能であるか、また計画道路等で設定する学区域に支障はないか、地域の用途指定による将来の開発状況はどう考えるか等、多角的な検討を必要とするため、実施段階では予測もしない通学問題が生じることが多々ある。

しかも最近では、新設校を「おらが村の学校」として位置づける発想の転換は非常に難かしく、地域における意思決定に時間を要し、計画段階で考えた適正なる分割もなかなか実施でき得ない状況となっている。そのため、既設校のマンモス化、学区調整といった手段で解決するほかにないわけで、必然的に施設面での格差が生じる結果となっている。

本市の人口増加の特殊性を考慮した住民の発想の転換が望まれるところであ

る。

#### ⑤用地問題

学校不足の原因は、学校用地が必要な時期に必要な場に確保出来ないことにある。

小学校については、ここ数年来の急増により、前述した宅開要綱により積極的に用地確保を図ってきたが、昨今の経済状況からも宅開計画そのものの具体化が危ぶまれるものもあり、その進行を十分チェックする必要がある。

近時、地価の高騰による財政の逼迫はもとより、用地の絶対量の不足から学校用地確保はますます困難になると考え、ピークに向って学校用地不足を深刻な問題として考えざるを得ない。宅開要綱により、昭和四十九年度までで学校用地として六一ヘクタールを確保し、ほとんどを小学校建設に利用したが、これは開発によって転入する家庭は小学生が圧倒的に多かつたうえ、一千戸から二千戸ぐらいの開発の中で基準面積一・五ヘクタールの中学校用地の位置づけも難しく、一ヘクタールですむ小学校用地がどうしても先行せざるを得なかったことによるものである。

しかし、現在までに開発業者の協議中のものも含めて約一九〇校分の学校用地が予定されているので、この実現化を進め、積極的に必要面積を確保することが

急務と考える。

学区問題については、現在学校施設を地域コミュニティの場として地域住民が地域活動を広げる観点へと発想の転換を行い、学区の再編成を地域ぐるみで行われることが必要と考えるのである。

本市の郊外地の急激な市街地化に伴って新設校建設が進められている反面、既成市街地においては児童生徒の増がないため、校舎の耐用年数に達しながらも、国の危険校舎に該当しない老朽木造校舎が多く残り、学校施設面で格差が生じていることは前述の通りである。

そこで昭和四十九年九月一日から企業に対する市民税法人税割の税率の引上げを行い、この増収分を老朽木造校舎の改築費にあてることとしたのである。この内容は、地方自治体が通常課税する標準税率を今までの一二・一％を財政上とくに必要な場合の最高税率一四・五％まで引上げたものであり、昭和五十二年度は約一七億円の増収を見込んでいる。

これらの増収見込みをふまえて昭和五十六年までに本市の老朽木造を全面的に改修する計画であるが、反面、昭和五十二年から昭和五十七年までの本市中期計画に基づき必要建設教室数は二七六四教室を見込んでおり、財政負担金額も莫大なものになると思うのである。

さらに今後計画的な展望にたつて総合

計画が進められるわけであるが、本市の財政負担軽減も考え合せて進めなければならず、その対応としても、今後の課題ではあるが、この市民税法人税割の手法は引き続き行うべきであると考える。

#### 四 おわりに

戦後から現在にいたる展望を大変なかけ足で、現実には地方自治体としての行政が行い得る限度での対応策について説明したわけであるが、本市の財政事情はきわめて厳しい状況にあり、今後の教育施設整備も困難なことと考える。しかし、次代を担う児童生徒の健康を守り、最適な学習の場を作り出すことはわれわれの責任であり、ゆるがすことのできない問題である。

いままでの歴史をふりかえり、国においても現行の国庫負担補助制度の抜本的改革が打ち出されることを願望すると同時に、本市においても、私が一番痛切に思うことは都市計画の確立を図ることである。

都市計画の基本は人口計画であり、それぞれ地域の人口が想定され、それに応じて児童生徒数を予測し、地域の総合的な開発計画が行われ得るなら、それに見合った学校の計画的な配置も都市計画の中で樹立できるものと考えられる。